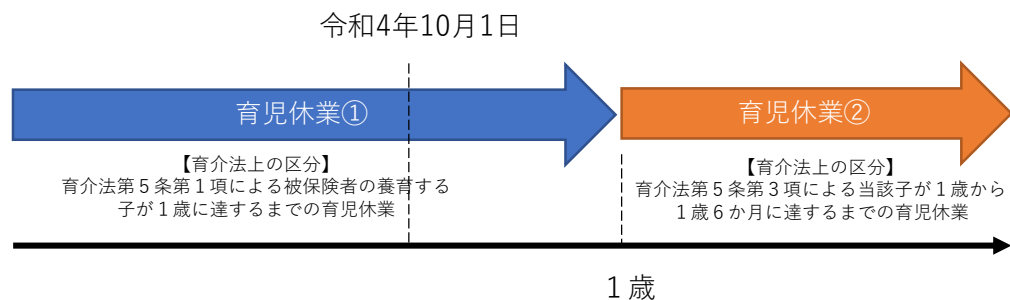
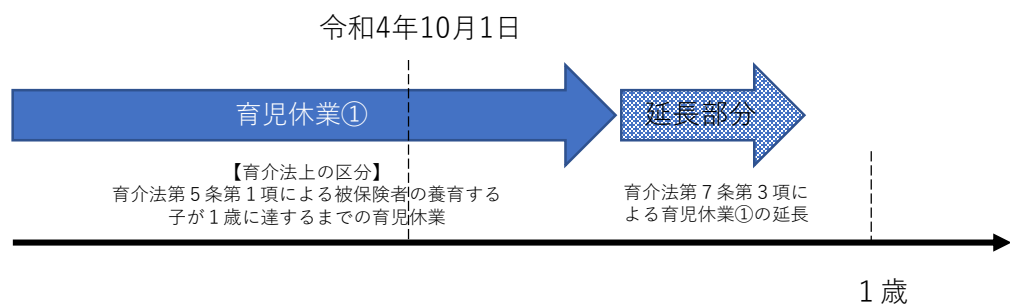


令和4年10月1日を跨いで連続して二以上の育児休業等を取得した場合の取扱い

2023.5 健康保険組合連合会
(厚生労働省保険局保険課確認済)A. 育児休業等を予定どおり終了し、区分の異なる育児休業等を引き続き取得する場合（令和4年3月31日付事務連絡間23のケース）

保険料の免除基準	届出方法
育児休業①の開始年月日は、施行日前の日であることから、旧法の免除基準を適用する。 育児休業②の開始年月日は、施行日以降の日であることから、 <u>新法の免除基準を適用する。</u>	育児休業②は <u>新規として届出</u> することとする。 ※令和4年8月9日付通知の第三1（2）なお書き（＝延長に準じた申し出を行う）は、前後の育児休業等がいずれも新法の場合に適用するものである。

B. 育児休業等の終了予定年月日を変更し、育児休業等を延長する場合（育児休業等の区分は変わらない場合）

保険料の免除基準	届出方法
育児休業①の開始年月日は施行日前の日であることから、 <u>旧法の免除基準を適用する。</u>	延長部分は、令和4年8月9日付通知に基づき、育児休業①の延長は従前の取扱いとなり、 <u>終了予定年月日の変更の申出</u> を行う。

令和4年8月9日付通知抜粋

第三 保険料免除の手続きについて

1 保険料免除の申出

(2) (前略)

なお、育介法上の区分の異なる育児休業等を連続して取得する場合には、第二3（1）に示すとおり、その全部を1の育児休業等とみなすことから、新たに保険料免除の申出を行うのではなく、3（2）による育児休業等終了日の延長に準じた申出をするものであること（当初の申出時点においては、育介法上の区分に応じて、当該申出に係る育児休業等終了日を申し出る必要があること。）。

第六 その他

3 令和4年9月30日以前に開始した育児休業等については、従前の取扱いによること。